

教育委員会定例会議事日程

令和4年5月12日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「山内中学校」「神奈川図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和3年度の取組状況について
ウクライナへの支援について

3 審議案件

教委第6号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の
通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正
について

教委第7号議案 令和4年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第10号議案 第18期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

4 その他

令和4年5月12日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 「山内中学校」「神奈川図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について
- 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和3年度の取組状況について
- ウクライナへの支援について

3 その他

「山内中学校」「神奈川図書館」が 文部科学大臣表彰を受賞します

横浜
読書

文部科学省では平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。

「令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では「山内中学校(青葉区)」及び「神奈川図書館(神奈川区)」が表彰されます。

【表彰式】

日時:令和4年4月23日(土) 午後1時から午後4時50分まで(予定)

(令和4年度子ども読書の日記念“子どもの読書活動推進フォーラム”にて)

会場:国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

※YouTubeによるライブ配信が行われます。(URL:<https://youtu.be/NV3Fp3kK-Rs>)

【表彰校・図書館の活動内容(特色ある活動例)】

山内中学校(青葉区)

山内中学校では、多様な本との出会いや、読書を介したコミュニケーションの場を設定するなど、様々な活動が幅広く展開しています。

生徒の学びをより深めるために、学校司書が図書を紹介や授業支援を積極的に行っており、二人一台端末と図書館にある本などを併用した学習も展開されています。

また、図書委員会では、保護者ボランティアと協力して、同校生徒に対する「読み聞かせの会」を15年以上続けています。この活動は、授業や委員会活動で身に付けた力を、学級や学校に向けて発揮する場となっており、ボランティアにとっても、中学生に伝えたい想いを、本を通して伝える大切な機会となっています。さらに、おススメ本の紹介動画や図書館マナー動画の作成や、公共図書館のティーンズコーナー展示を担当するなど、委員会活動は今も広がりを見せています。

神奈川図書館(神奈川区)

神奈川図書館では、「神奈川区読書活動推進目標」のもと、「子供が読書に親しむ機会の拡大」「読書活動の担い手の増加」を目標とし、区役所や区内の各種施設、学校と積極的に連携して地域の読書活動推進に取り組んでいます。

乳幼児期からの読書活動の推進の取組として、読書活動団体「かなぶっく」と連携し、乳児とその保護者を対象に、わらべうたの紹介や読み聞かせ等を行う「ブックスタート」事業を区内各所で実施しています。また、地域の子育て支援拠点や読み聞かせ等の活動団体、自治会町内会へ図書館司書が出張し、わらべうたの解説や読み聞かせ、絵本の紹介、図書の修理講座などを行う「出前としょかん」を実施しています。

さらに、子どもの身近な場所での読書を推進するため、学校司書、学校ボランティア向けの研修の実施、学校図書館の環境整備を支援するなど、学校連携事業も積極的に行っています。

【表彰校・図書館の活動の様子】

■山内中学校



一人一台端末と連動した図書館の資料活用



読み聞かせの会



図書館マナー動画

■神奈川図書館



読書活動団体「かなぶっく」



出前としょかん(白幡の森プレイパーク)

■活動の詳細についてのお問合せ

山内中学校 校長 石崎 一敏 (Tel:045-901-0030)

神奈川図書館 館長 小室 徹 (Tel:045-434-4912)

お問合せ先

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長 武井 邦之 Tel 045-671-3588

(市立図書館について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342

横浜市立 山内中学校
令和4年度 子供の読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰
青葉区「タウンニュース」で紹介されました！

文部科学大臣表彰について

校長 石崎一敏

4月23日（土）に東京都の国立オリンピック記念青少年総合センターカルチャーホールにて、令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰がありました。

4月23日（土）は文科省が定めた「子ども読書の日」です。山内中学校は、朝読書や読み聞かせの会・図書委員会の多岐にわたる活動が評価され受賞することとなりました。

全国各地から受賞校・受賞者が集まる中でシンポジウムも開催されました。芸人であり芥川賞作家でもある又吉直樹さんのお話はとても興味深いものでした。「多くの本に触れることの楽しみを幼いころから感じられると、大人になってからの読書の幅が広がること」「子どもたちに本を好きになってもらうためには、大人と一緒に本を楽しんでいる姿を見せること」など、読書をするこゝで得られる知識や体験・コミュニケーション能力などを大人が積極的に子どもに伝えていくことの大切さを改めて実感しました。

山内中学校では、この賞を受賞したことでさらにもう一步進んだ読書活動を生徒・教職員・保護者の皆さんと一体となって模索し、実践していきたいと思ひます。



山内中学校の読書活動の特長

山内中学校 学校司書 山口菜穂子

文科省が毎年行う「全国学力・学習状況調査」によると、中学生になると読書時間が減少する傾向にあります。学習や部活動が忙しくなるにつれ読書離れが進むようですが、山内中学校ではそうならないように独自の取組をしています。その成果が今回の表彰に結び付いたのだと考えます。

いくつかの取組を紹介します。



① 朝読書

山内中学校では「登校したら朝読書」をスローガンに毎朝10分間の読書の時間があります。たった10分間ですが、毎日実施することで継続的に本を読む習慣が身に付きます。横浜市内でも実施している中学校は多くはありません。

② 朝読書における学校司書によるブックトーク

朝読書の10分間に月に一回程度、学校司書が各クラスを回ってブックトークをします。生徒が興味を持ちそうな話題を導入に使い、一冊の本の魅力について語ります。横浜市内では山内中学校だけで実施されています。

③ 保護者との連携 【読み聞かせの会】

年に3回行われる【読み聞かせの会】では保護者による読み聞かせボランティアと図書委員が協同して会を運営します。これも中学校ではめずらしい取組のひとつです。

④市立図書館との連携 【ティーンズコーナー展示】 / 【ワークショップ開催】

山内図書館と図書委員会の連携は今年度で4年目となりました。山内図書館のティーンズコーナーの展示を図書委員会が担当しています。また、山内図書館の司書の方によるワークショップも開催し図書委員が地域図書館と共に読書活動をしています。

⑤地域との連携【講演会】 / 【書店見学】

図書委員が学ぶための講演会を開催しています。作家の方や専門家をお招きして、本や読書について理解を深めています。また、昨年度から有隣堂たまプラーザテラス店で見学会を行っています。このように本や読書を通して地域と学校が密接に係わることにより生徒たちに地域の一員であるという自覚が芽生えます。

⑥教職員との連携 教職員おススメ本の展示 / 授業での図書館活用

毎年教職員が生徒におススメする本のコーナーを作っています。教職員のコメントと共に本を展示することにより、教職員も積極的に読書に親しんでいることがわかります。

また、授業での図書館の活用も積極的に行っています。一人一台端末が昨年度から配布され、授業において生徒たちはweb資料を使つての調べ学習が容易に行えるようになりました。その際、山内中学校ではweb資料と図書資料の利点と難点を学習したうえで両方を使ってレポート作成・発表授業を行っています。

ブックトーク～各教室にて



ティーンズ展示コーナー 山内図書館



読み聞かせの会



教職員おすすめ本コーナー ↓ *一部です



図書委員おすすめ本コーナー *一部です



「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和3年度 取組状況

令和3年度は、日常的な消毒や健康観察の実施に加え、分散登校やオミクロン株の急拡大に伴う学級閉鎖等、引き続き新型コロナウイルス感染症対応に迫られ、また、GIGAスクール本格化により、児童生徒の学びを含む様々な変化に直面した一年となりました。教育委員会事務局としては、職員室業務アシスタントの2名配置等の体制強化の継続のほか、オンライン健康観察の促進やクラウド活用によるペーパーレス化、研修のeラーニング化等、withコロナに即した業務改善を推進してきました。学校現場でも、多様な工夫による意欲的な取組を実施されたことに加え、学校同士が意見交換を通じて学び合うような連携も見られました。また「働き方改革通信Smile」で紹介した好事例を他校が導入したとの報告が事務局にもあったところです。改めて、教職員の皆様のご尽力に深く感謝いたします。

その結果、令和3年度の時間外在校等時間の状況を平成30年度から比較したところ、時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合が小学校で8.1%から5.1%、中学校で32.8%から18.0%と、新型コロナウイルス対応やGIGA開き等の新たな取組があった中にもかかわらず、着実に減少してきています。これは、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」に掲げた4つの戦略40の取組を総合的に推進し、学校と教育委員会事務局が両輪となって進めてきた成果であり、教職員の働き方に改善の傾向が見られます。

一方、一年間のうち繁忙期である4~6月で比較したところ、令和3年に80時間超だった教職員1,865人について、令和元年と照らし合わせたところ、約7割に当たる1,331人が同じ教職員であることもわかりました。これは、何らかの理由により働き方を改善できていない教職員が相当数いることを示唆しています。このような献身的な教職員の皆様に学校は支えられている側面があることも事実ではありますが、今後は教職員集団全体の持続可能性、ご本人の中長期的な心身の健康及び教職員をより一層魅力的な職業とする観点からも改善を促し、更なる支援をしていかなければなりません。

令和3年度には、教育課程編成について『「質の高い学び」と「持続可能な学校」は両輪として一体的に進められていくべき』と明示したほか、働き方改革の論点の一つである部活動について「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けた考え方及び具体的な方策²を示しました。令和4年度は、これらを踏まえ、特に部活動に関しては今年度が移行期間であることも認識の上、各校の状況に応じた取組を着実に実施してまいります。

- 1 令和の時代における「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けた考え方について（通知）（令和3年12月24日）
- 2 「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けた考え方について（通知）（令和4年3月3日）
「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けた具体的な方策等について（通知）（令和4年3月3日）

指標① 時間外勤務※1月80時間超の教職員の割合 目標値 0%

※1 現在は時間外在校等時間として置き換えている。

R3年度平均値 4月~3月 全校種平均 **8.9%** 小学校 5.1% 中学校 18.0% 特別支援学校 0.7% 高等学校 10.8%

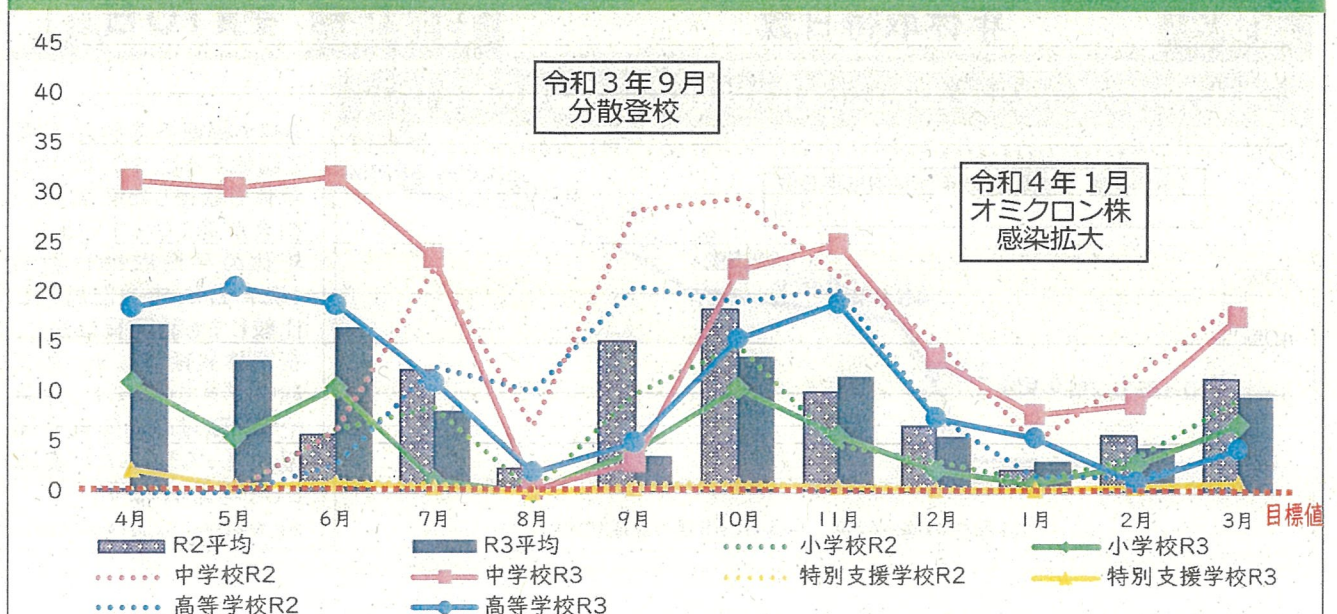
参考) R2年度平均値(9月~3月※2) 全校種平均:10.0% 小学校:6.7% 中学校:18.8% 特別支援学校:0.7% 高等学校:10.8%

R1年度平均値(4月~3月) 3校種平均:11.6% 小学校:5.7% 中学校:26.3% 特別支援学校:1.0% 高等学校:-

H30年度平均値(4月~3月) 3校種平均:15.2% 小学校:8.1% 中学校:32.8% 特別支援学校:1.2% 高等学校:-

※2 令和2年度4月から8月は、一斉臨時休業、段階的な教育活動、例年より短い夏季休業等により、例年と違った教育活動となったため、9月以降の比較とした。

各月の月80時間超の教職員の割合(%)：令和2年度と令和3年度の比較(平均・校種別)



指標②

19時までに退勤する教職員の割合 ※3

目標値 70%以上

※3 一月の課業日を20日、土日の出勤含まず。

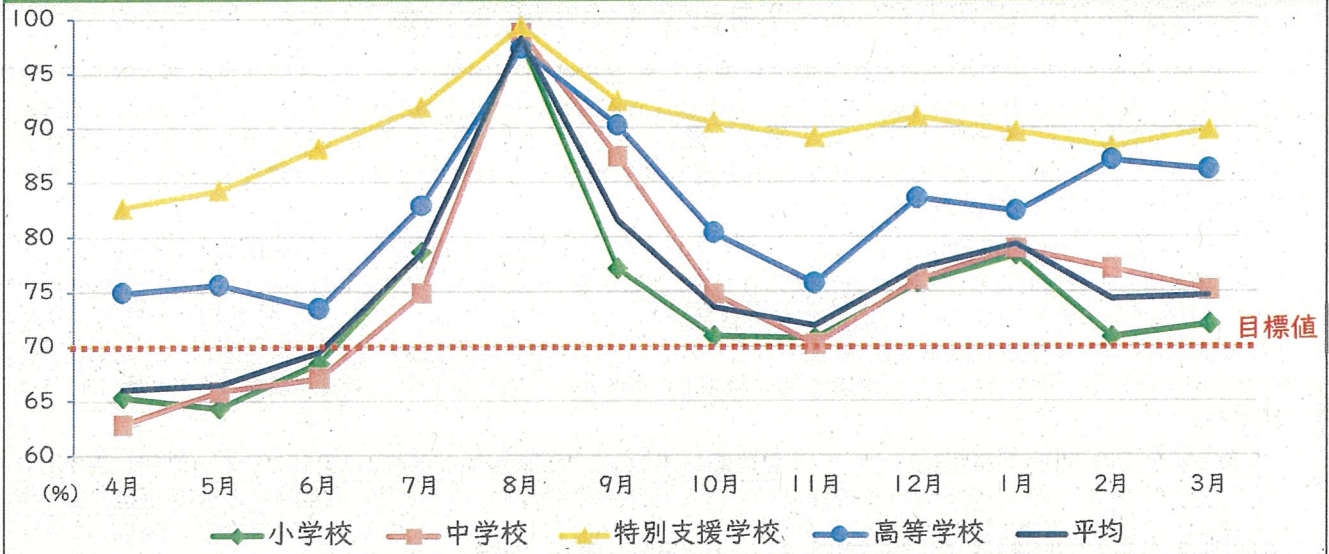
R3年度平均値
4月～3月

全校種平均 **75.9%** 小学校 74.2% 中学校 75.8% 特別支援学校 89.8% 高等学校 82.4%

参考) R2年度平均値(9月～3月※4) 全校種平均:71.9% 小学校:69.1% 中学校:73.0% 特別支援学校:88.9% 高等学校:78.7%
R1年度平均値(4月～3月) 3校種平均:72.5% 小学校:71.2% 中学校:71.6% 特別支援学校:88.5% 高等学校:—
H30年度平均値(4月～3月) 3校種平均:69.7% 小学校:68.1% 中学校:69.0% 特別支援学校:87.6% 高等学校:—

※4 令和2年度4月から8月は、一斉臨時休業、段階的な教育活動、例年より短い夏季休業等により、例年と違った教育活動となったため、9月以降の比較とした。

各月の19時までに退勤する教職員の割合(%) (校種別)



指標③

健康リスク・負担感指数割合 ※5

目標値 100未満

※5 「総合健康リスク」「量・コントロール」「周囲の支援」ともに全国平均を100とし、数値が高いほどストレス度合いが高くなります。

年度		R1	R2	R3
職場の リスク	総合健康リスク	103	90	100
	量・コントロール (健康リスク・負担感指数)	109	104	107
	周囲の支援	95	87	94

コロナ禍前の令和元年度と比較すると、令和3年度は部活動指導員や職員室業務アシスタント等の更なる配置による体制強化や早めの帰宅を促すなど、職場風土の醸成の影響もあり、若干の改善傾向となりました。
令和2年度の結果は、一斉臨時休業明けから、学校運営が軌道に乗ってきた7月に調査を実施したことが影響していると考えられます。

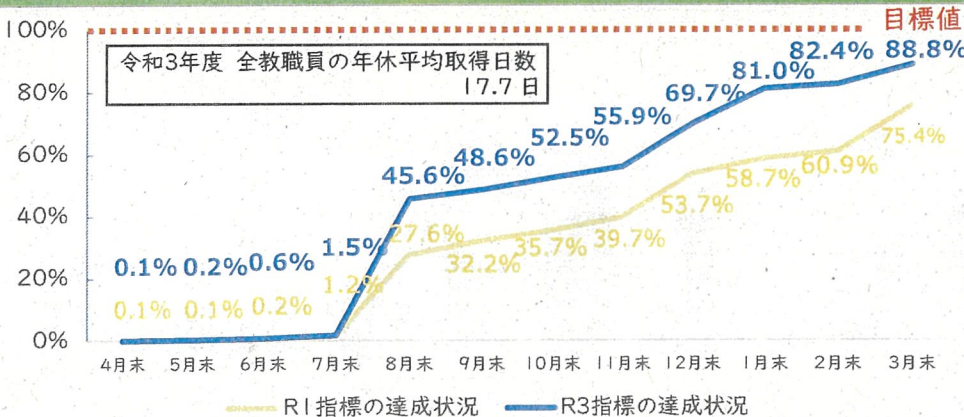
指標④

年休取得日数

目標値

全員10日以上 (100%)

年休の平均取得日数及び10日以上年休を取得している教職員の割合(%)



コロナ禍前の令和元年度と比較すると、10日以上年休を取得した教職員の割合が高くなっています。年休の平均取得日数も17.7日と、市長部局※6と比較しても教職員は高く、長期休業期間にまとめて取得できていること、休みやすい職場の雰囲気や環境が整ってきたことが要因として考えられます。

※6 市長部局:15.1日(令和2年度)

学校業務の適正化、精査・精選

○ 学校業務の精査・精選

① 教職員の業務のアウトソースの推進

R3年度実績

プール清掃業務委託について、局一括契約により希望する全434校(小:318校、中:115校、特支:1校)を対象に実施。うち58校は障害者就労施設への委託により実施。

R4年度予定

プール清掃業務委託について、全校種(小・中・義務・特支・高校)のうち、希望する全451校に拡充(小:322校、中:121校、特支:6校、高校2校)。うち100校は障害者就労施設への委託により実施予定。



関連 Smile R3 No.6

② 障害者就労施設との連携強化を通じたアウトソースの推進

R3年度実績

- ・よこはま障害者共同受注総合センター「わーくる」と連携し、一部のプール清掃業務やワックスがけを障害者就労施設へ発注するなど、学校と障害者就労施設の連携を推進。
- ・学校業務を外部委託する土壌を育むため、概算数量契約による軽作業スタッフ派遣事業を、モデル校8校で実施。
- ・障害者就労施設へのワックスがけ委託を拡大するため、施設の職員や利用者を対象とした研修を実施。

R4年度予定

- ・軽作業スタッフ派遣事業のモデル事業をR3年度と同じ8校で継続実施。取組事例を全校へ発信していく。
- ・障害者就労施設へのワックスがけ委託を拡大するため、学校でのワックスがけ研修を年間通して実施。
- ・外部委託専用の予算配当実施に向け、仕組みを検討するとともに、令和5年度からのモデル実施の準備を進める。

学校業務アウトソース×福祉作業所



教職員や児童生徒が同じ地域で活動する障害のある方と接点を持つきっかけにもなり、双方にとってよい効果が期待されます。

③ 横浜市学力・学習状況調査に係る業務のアウトソース等

R3年度実績

全ての調査実施校において、児童生徒の調査データの入力、全市データの集計、個票の出力等をアウトソース。

R4年度予定

アウトソースを継続。一部調査のCBT化を試行実施。

④ 市全体の研究活動の効率的な運営に向けた改善

R3年度実績

- ・教育課程研究協議会を、感染症対策として、オンラインを活用して実施。
- ・事前に事務局説明をeラーニングで配信し、参加者が業務都合に合わせて視聴できるようにした。
- ・資料も全てダウンロード可能とし、ペーパーレス化。印刷・製本の時間を大幅に削減。
- ・指導主事が各学校の要請に基づき訪問する校内研修や授業研究会について、各学校は指導主事宛依頼状や当日の指導案等を紙で送付する慣例となっていたところを、電子メール送付に改善。

R4年度予定

・教育課程研究協議会のオンライン活用は継続して検討。



関連 Smile R3 No.5

○ 学校業務の適正化

① 開港記念日を学校閉庁期間として通知

R3年度実績

開港記念日である6月2日について、令和4年度より学校閉庁期間として設定できるよう制度改革を実施。

R4年度予定

引き続き、学校閉庁日設定の学校数や現状を調査。

学校閉庁期間

(開港記念日) 6月2日

(夏季休業期間) 8月3日～16日

(冬季休業期間) 12月27日28日

1月4日5日

チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

○ 教職員配置の工夫、チーム体制の構築

① 小学校高学年における教科分担制の導入による学年経営力の強化

R3年度実績

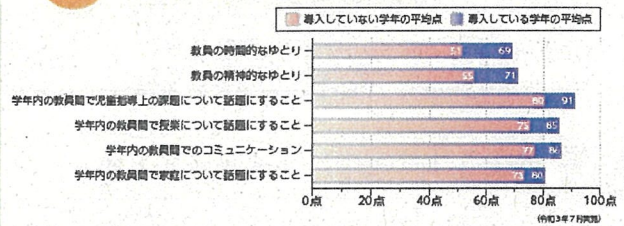
- ・新規推進校を44校指定し、合計129校で実施。
- ・これまでの成果をまとめた「チーム学年経営導入ガイド」と「時間割作成ツール」を全小中学校に配付。

R4年度予定

制度化された国の教科担任制を踏まえて、本市におけるチーム学年経営（教科分担制）を推進。令和7年度までの市内全校実施を目指し、非常勤講師を175校、英語専科を34校に配置。



管理職から見たチーム学年経営を導入している学年と導入していない学年の教員の状況



「学級担任から学年担任へ チーム学年経営導入ガイド」より

○ 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

① 職員室業務アシスタントの配置

R3年度実績

- ・全小・中・義務教育学校への配置を継続。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、増加する学級担任等の業務をサポートするため、希望する小・中・義務教育学校に1名追加して2名体制にするとともに、特別支援学校には新規で1名を配置。

R4年度予定

新型コロナウイルス感染症の影響による追加配置を含め、各校種への配置を継続。

② 学校栄養職員の配置の強化

R3年度実績

栄養士未配置校での給食管理、食物アレルギー対応、食材発注などの負担軽減を図るため、栄養士又は管理栄養士の有資格者を非常勤として111校に配置。

R4年度予定

120校の配置を目指して、採用広報を強化。

③ 保健室支援員の配置の強化

R3年度実績

支援が必要な保健室登校児童生徒の対応の他、大規模校や分校、初任養護教諭及び育児休業代替任期付教員及び臨時的任用職員のうち、養護教諭としての勤務経験がない養護教諭が在籍している学校など115校に養護教諭有資格者を配置。

R4年度予定

日常的にチームで健康管理や支援を行う児童生徒の入学時のスタート支援として学校に対して支援員を配置するなど、支援の幅を広げて継続。

④ 日本語指導が必要な児童生徒支援の充実

R3年度実績

- ・日本語支援拠点施設「ひまわり」「鶴見ひまわり」にて学校ガイドダンス・プレクラス等を実施するとともに、各学校への派遣支援を試行実施。
- ・ひらがな学習教材「ひまわり練習帳2」の発行・配付。
- ・外国語補助指導員を11校に配置。
- ・母語支援ボランティアによる初期適応・学習支援、放課後等学習支援、時間外も通訳可能な保護者等通訳支援の実施。
- ・日本語支援アドバイザーによる担当教員への訪問支援の実施。

R4年度予定

- ・都筑小学校内に第3の日本語支援拠点施設「都筑ひまわり（仮称）」を設置し、3か所の日本語支援拠点施設による支援の充実と支援体制の強化。
- ・外国語補助指導員配置を13校に拡充。
- ・引き続き、国際教室・日本語教室による児童生徒支援、母語支援ボランティアによる各種事業、日本語支援アドバイザーによる教員への支援を充実。

⑤ スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用による福祉的課題への支援の強化

R3年度実績

1人のSSWが3中学校ブロックを担当できる体制の構築

SSWI 1人あたりの担当校数の軽減や、1校あたりの滞在時間増加のために、会計年度任用職員11名を増員し、1人が3中学校ブロックを担当できる体制を実現。また、高校・特別支援学校においても、派遣型から定期的に担当校を訪問する巡回型支援へ移行。

R4年度予定

SSWの巡回型支援の継続とユースSSWの配置

全ての学校をSSWが定期的に訪問する巡回型支援を継続するとともに、定時制高校や中学校夜間学級等を担当するユースSSWI名を新たに配置し、青年期の生徒の支援体制を強化。

⑥ ICT支援員派遣の充実

R3年度実績

- ・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校へは1週間に1回程度(年間48回:小・特は初期設定チームを含む回数)派遣。
- ・高等学校では新たに、月2回程度(年24回)、ICTの専門知識を有する人材を巡回派遣。

R4年度予定

- ・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校には1週間に1回の派遣に加え、アカウントの登録等、年次更新支援も行えるよう派遣回数を拡充した。(年間62回)
- ・高等学校には、月2回程度(年24回)、ICTの専門知識を有する人材を巡回派遣。

⑦ 学校教育事務所による法律相談体制の強化

R3年度実績

- ・学校教育事務所が学校支援をする際に法的な助言を受ける「定例相談」は、4方面合計323件。
- ・学校教育事務所に弁護士が滞在し、学校からの相談を直接受ける「来所相談」を新たに実施。4方面合計29回来所。
- ・弁護士による学校管理職を対象とした研修を区ごとに実施。

R4年度予定

- ・現在の法律相談体制を継続。
- ・相談件数や依頼内容など実態に即した弁護士への依頼体制を検証し、法律相談支援事業の充実を検討。

教職員の人材育成・意識改革

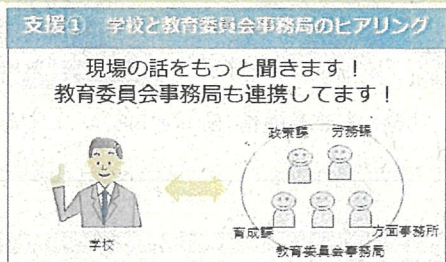
① 持続可能な学校に向けた既存の取組の連携強化

R4年度予定

学校の取組と教育委員会事務局の支援が一体的な枠組みになるように連携を強化し、計画的に学校を支援。

具体的には

- ①学校と教育委員会事務局のヒアリング
- ②マネジメント支援ツール
- ③持続可能な働き方を目指した研修



教職員研修管理システム「Leaf」

これまで、研修の選択から申込、eラーニングの受講、研修資料の閲覧、振り返りの提出、受講履歴の確認といった研修のプロセスは、それぞれ違うシステムで行っていました。「Leaf」により、このプロセスを一元化し、研修へのアクセシビリティの向上を図りました。さらに、各自の資質・能力が可視化できる「分析チャート」の機能を追加しました。「Leaf」で自らのニーズを把握し、ニーズに合った研修を検索・申込を可能とするなど、学び続ける教職員をサポートします。

支援② マネジメント支援ツール

- ①教職員の資質・能力の把握
 - ・研修管理システム「Leaf」内の分析チャート 研修履歴管理 ...
- ②働き方の把握
 - ・働き方分析ツール
 - ・出退勤データ

支援③ 持続可能な働き方を目指した研修

- 人材育成と働き方を両立を目指した研修
令和元年度 新任校長研修
↓
令和4年度 2年目校長研修
- ★希望の管理職も受講可
-



関連 Smile R3 No.8

学校の業務改善支援

ICTを活用した業務改善支援

① クラウドサービスを活用した資料共有・授業準備

R3年度実績

- ・動画等の教材について、ロイロノート・スクールに教育センターのフォルダを設け、教員が授業で活用しやすいよう整備。
- ・ロイロノート・スクールとGoogle アカウントを連携し、システムが違っても一つのアカウントで利用が可能に。
- ・ロイロノート・スクールだけでなく、Google Workspace for Education におけるクラウド活用を進め、ペーパーレスでの資料共有などを推進。
- ・学校の好事例の取組を Smile によって紹介。



関連 Smile R3 No. 2



関連 Smile R3 No. 5

学校紹介 横浜市立 仏向小学校 Bukko Elementary School

クラウド活用 同時共同編集で働き方革命 職員ポータルサイトでストレスのない事務処理に

1 Google Classroom を使った情報共有

③ 学級だけでなく、業務ごとの Classroom を作成
会議の資料を添付、関連事項を掲示板に書き込み
→ 必要なことのみ打ち合わせにて口頭で説明
打ち合わせの時間短縮 職員が端末を活用する時間 up

クラウド活用で、校内での業務改善が一気に進み、「働き方革命」といった感じです。

④ 学級の Classroom には、**担任と管理者二人体制でサポート**
担任と管理者をクラスに配置

担任の先生が出張やお休みの時でも、必要に応じた連絡がとれるように管理者がすべての Classroom に参加して、サポート体制を作っていました。

【仏向小の業務 Classroom】
④ 共同編集機能を使って、時間の効率化、記録の蓄積化
複数で同時に編集できるので、
会議後の **内容修正なし 確認依頼なし 議事録作成なし**
仏向小学校の個別支援学級では、学年毎に共同編集しながら、内容を確認し、次の指導へ活かす取組を行っていました。

「働き方改革通信:Smile No.5」より抜粋

R4年度予定

引き続き、Google アカウントによるロイロノート・スクールへのシングルサインオンを継続。

② オンラインによる健康観察

R3年度実績

- ・家庭と学校の連絡方法等のICT利用について4月に全校アンケート実施。その後、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等に備え、家庭と学校のオンラインでの健康観察を試行実施し、接続確認を実施。
- ・8月下旬の臨時休業期間には、児童生徒が実際には学校に登校できない状況で確実に健康観察を行う手段として、全学的にオンラインによる健康観察を推進。
- ・臨時休業に備え、ICT を活用した健康観察等に関するマニュアル・動画等の資料を更新・周知。

R4年度予定

引き続きロイロノート・スクールや Google Workspace for Education 等の ICT を活用した健康観察等を積極的に実施していくように推進。



関連 Smile R3 No. 4

横浜市立 東品濃小学校 Higashishinano Elementary School

健康観察のペーパーレス化と出欠連絡を全校で実施
～情報伝達の確実性の向上と作業の効率化に向けて～

東品濃小学校では、日々の出欠連絡(健康観察)のオンライン化

<経緯> ▶6月 1クラスで実行 ▶7月 全児童 526名で実行
<準備> ▶保護者向けには、手紙・動画で周知。教職員向けには、動画を使った校内研修実施
<方法> ▶朝、8時までに家庭から直接担任へ子どもの健康観察を連絡(出欠通知)

<留意点前>
【Before】教室を回って健康観察表を回収し、職員室に戻り欠席人数と人数の集計→30分程度
【After】職員室で全学級の出欠状況を確認。欠席人数と人数の集計→15分程度

ロイロの出欠欄を導入してよかったところ
欠席する児童の承認について早して入力して下さる保護者もいるので児童の承認欄が今までよりもスムーズになった。今までは連絡帳が担任のところまで届くのに確認しないから分かった。また、遅延による対応が少なくなり、タブレット端末があればどこでも作業ができることができた。

4年担任 ICT推進

4年担任 学年学習

4年 保護者

適やかな把握
<4年学校担当>
【Before】日々提出する健康観察カードのチェックと朝の出欠確認。所要時間約20分程度(児童登録時間 8:10~8:25)
【After】朝、教室に行くまでにすべての情報が集まり、週末までの承認時間は5~10分

確認の蓄積
<学年学習担当>
【Before】届での出席簿を確認している時には、書いていない内容を各担任に確認する時間が多くありました。
【After】導入後は、全ての承認が完了済みで、担任に確認しなくてもスムーズに業務がすすみました。

作業の効率化
確認の整合

家庭と学校の連絡では ICT を活用することで
○適やかな把握 ○確認の蓄積 ○確認の整合
も見受けられますが、まだまだ操作に慣れるまでには時間を要します。

「働き方改革通信:Smile No.4」より抜粋

③ eラーニングによる研修の実施

R3年度実績

クラウド型の新しい研修管理システム「Leaf」を4月に導入。研修については、集合し対面することでより効果が期待できる研修と、eラーニングや Zoom などのオンライン研修を組み合わせるなど、目的に応じた方法での研修を実施。「研修への移動時間が削減できた」などの声。

R4年度予定

研修管理システム「Leaf」で教職員の資質・能力をセルフマネジメントできるようシステム改修を計画。研修については、集合対面型研修とeラーニングや Zoom などのオンライン研修とに整理し、研修のルールを明確にすることで、目的に応じた効率的で効果的な研修のより一層の推進を図る。

④ ハマ・アップの ICT 環境整備

R3年度実績

ハマ・アップに wi-fi 等の ICT 環境を整備し、オンラインでの授業づくり・学級づくり相談、授業づくり講座を試行実施。令和4年度からの授業づくり講座・相談のオンライン実施に向け、実施内容を整理。

R4年度予定

授業づくり講座は、原則19時までにと終了と設定。授業づくり講座、授業づくり・学級づくり相談は、対面型のほか、オンライン型も取り入れ、教職員の自主的な研修機会を確保しつつ、移動時間短縮を図る。

⑤ 高等学校における校務システムの統一化検討

R3年度実績

統一化した校務システム導入に向けた今後のスケジュール等について検討。

R4年度予定

令和5年度からの導入に向けて、システム仕様等の具体的な内容について検討。

○ 家庭と仕事の両立支援

① 教職員フレックスタイム制度の実施

R3年度実績

- ・横浜市立学校フレックスタイム制度として、全校を対象に本格実施。
- ・子育てや介護等の事情がある教職員など、計332校、1,217人の教職員が利用。

R4年度予定

利用対象者に、学校用務員及び学校給食調理員を追加。教職員への制度の周知も含め、引き続き適正に運用し、利用実績等を確認していくとともに、必要に応じて制度の見直しを検討。

その他、令和3年度に実施した取組

① 「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けて

R3年度実績

- ・令和の時代においては、「質の高い学び」と「持続可能な学校」は両輪として一体的に進められていくべきものとして、令和の時代における教育課程編成の考え方、その実現に向けた教育課程の「評価」・「改善」についてを通知¹。その通知では、
 - 各教科等で定められた標準時数を基本として教育課程を編成し、教科等の予備時数を必要最低限とする
 - 教職員の業務の中で裁量ある時間を生み出すことを意識したマネジメントの実施を明示。
- ・「持続可能な学校のあり方を探る公募型モデル事業(1)児童生徒のよりよい学びと教職員の時間をうみ出す工夫」において、市内14校のモデル校の取組を11月の情報交換会で発信。24校28名の教職員が参加し、オンラインによって直接モデル校と意見交換を実施。



関連 Smile R3 No. 7

モデル校を大規模に活用するモデル

① 午前中集中型 40分×5コマ

1コマを40分、給食前に5コマ実施
高学年でも15時には下校

【モデル校の教職員の声】

- ・児童の集中力の高まりを感じる。
- ・教職員の時間に関する意識の高まりを感じる。
- ・放課後の時間で、授業研究、授業づくりに向かえる。
- ・本取組の意義について丁寧に説明したことで、家庭と地域と共有しながら、進められるようになった。

② 短時間モジュールの柔軟な活用

1コマは原則45分
短時間モジュールを活用し、午前中5コマ実施
高学年でも15時には下校

【モデル校の教職員の声】

- ・30分+45分などの組み合わせで授業を取組むことで、活動時間の確保や学習のねらいに迫ることができる。思考が充実した。
- ・出張を伴う研修等に余裕をもって行くことができる。

③ その他 独自の工夫をした取組

1年生の午後の授業開始を「5月」から「6月初め」に変更
区の研究会の月2回を給食後に下校(小学校)
40分×7コマを想定した時間割づくり モジュール活用
朝の10分小テスト 放課後30分行事等の活用(中学校)

【モデル校の教職員の声】

- ・時間外の打ち合わせや会議が減った。
- ・会議時間を勤務時間内に設定ができるようになった。

R4年度予定

- ・令和3年度よりも学校数を増やし、実践モデル校を19校で実施。中学校ブロックの取組も2ブロックで推進。「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けて、日課表や年間行事予定の工夫等を行い、その取組の成果を市内に発信。
- ・教育活動実施状況調査で、下校時刻を早め裁量のある時間を増やす取組を実施した学校数を調査。

「働き方改革通信:Smile No.7」より抜粋

¹ 令和の時代における「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現に向けた考え方について(通知)(令和3年12月24日)
令和4年度に向けた教育課程の「評価」・「改善」について(通知)(令和3年12月24日)

② 「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けて

R3年度実績

令和4年3月3日付けで、本市がこれまで部活動を大切にしてきた経緯や部活動指導員を多く活用できている実績をはじめとした地域の特性等を踏まえ、改めて横浜市の目指す部活動の基本的な考え方、またその考え方の実現に向けての具体的な方策を通知²。

横浜市立学校の目指す部活動

- 本市はこれまでどおり、部活動を通じて豊かな人間性とたくましく生き抜く力を育み、調和のとれた学校生活の実現を目指します。
- 持続可能な部活動実現のため、出場する大会は精選の上、限られた時間の中で質の高い部活動指導を行うとの意識の見直しを図ります。
- 国の方針である「地域移行」を見据えつつ、本市の地域の特性等を活かした生徒にも教員にも持続可能な部活動を実現します。

教員の関わり方

- 意欲的に部活動に取り組みたい教員は持続可能な形で行います。
- 育児や介護等の事情で指導が困難な教員、また、自らの競技経験が浅いなどの理由から、指導に不安がある教員は、部活動指導員を積極的に活用し、顧問としての負担を軽減します。
- 部活動指導員の積極的な活用により、土日休日の指導を望まない教員は従事しないことを可能にします。
- 一人ひとりの教員が横浜市立学校部活動ガイドラインを順守するとともに、学校管理職はそれに向けた組織のマネジメントに着実に取り組みます。

○「横浜市立学校部活動ガイドライン」の一部改訂

「教職員も生徒の活動時間に準じた勤務を基本とすること」「部活動指導員と協力して活動の充実を図っていくこと」を明記。教員も部活動休養日を週に平日1日以上、土日1日以上、1日の活動時間を、平日2時間程度、休日3時間程度とガイドラインに準じることを確認。

○部活動指導等における特殊勤務手当申請の運用検討

ガイドラインを踏まえた上限目安を設定するとともに、部活動指導等における特殊勤務手当の申請にあたっては、教員が自身の申請時に状況を確認し、学校長においても適正な運用を確保できるよう、教職員庶務事務システムを改修。

R4年度予定

○部活動指導員（パイロット事業）の実施

ガイドラインを厳守の上、常態的に顧問に代わり単独で部活動指導・引率を行う「パイロット指導員」を50名程度配置し、部活動の更なる充実と、教員の負担軽減の両面を調査。

○部活動指導員の質の向上や確保

部活動の顧問として担えるよう、研修内容の充実を図るとともに、市内にある大学等と連携を図りながら、教員を目指す大学生を部活動指導員として確保できるよう検討。

○大会の精選

中学校体育連盟と連携を図りながら、競技部ごとに公式戦以外の取組の精選を検討し、令和5年度から実施。

○各競技部連盟や競技団体等との連携強化

大会の精選や教員の役員業務の軽減等を含めた連携の在り方について、協議していくことを検討。

2 「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けた考え方について（通知）（令和4年3月3日）

「生徒にも教員にも持続可能な部活動」の実現に向けた具体的な方策等について（通知）（令和4年3月3日）

ウクライナへの支援について

1 ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について

本市では、避難された方々が横浜市で安心して生活できるよう、「オール横浜支援パッケージ」により、市民・企業・関係機関が一体となって支援に取り組んでいます。

市内に避難された方の中には、既に市立学校に通っている児童生徒もおり、避難を余儀なくされた方々の編入学だけでなく、その後の学校生活を安定的に送れるよう、言語や学習面、心のケアなど、学校と教育委員会事務局が連携を図り、積極的かつ柔軟なサポートを行うよう、市立学校に対して通知を发出了しました。

オール横浜 支援パッケージ

- 滞在ホテル提供**
 - 本市前後2〜3泊型提供
 - 一時滞在用のホテル（食事付）
 - 協力：横浜梅本町フロンティアホテル様
- 生活スタート支援**
 - 区役所窓口（区民相談、補償相談）
 - 銀行口座開設、SIMカード取得
 - 実施：対象チームが丁寧に協働支援
- 医療サービス**
 - 医療ニーズの把握
 - 必要な医療サービスへの誘導
 - 実施：対象チームが丁寧に協働支援
- 生活に係る費用**
 - 一時金として一人20万円
 - 職業の生業費として
 - 一人10万円を3か月分まで支給
 - 協力：株式会社、印刷会社、飲食店、美容室、服飾店、YMCCA様
- 住居・家具・家電**
 - 市営住宅で1年無償提供
 - 家具・家電、生活雑用品、インターネット環境を用意
 - 協力：新ノジマ 横浜市内企業等の協賛
- 日常生活の支援**
 - 生活用品や食料の提供
 - 個別で希望する方への支援
 - 協力：専門企業、団体の協賛
- 就学・日本語支援**
 - 小中学校への就学支援
 - 無償で基本とした就学援助
 - 日本語指導員による学習支援
 - 日本語教室、通訳ボランティアの活用
 - 実施：教育委員会事務局、区役所、YOKE
- ウクライナ・カフェ**
 - ウクライナ避難民等の交流拠点
 - 企業等の協賛による支援を繋ぐ
 - 協力：市内生活ウクライナ人の団体、YOKE、横浜YMCCA様等

《通知に記載した主なサポート内容》

- ・児童生徒の実態に応じた、柔軟な編入学の受入れ
- ・無償を基本とした就学援助の実施
- ・児童生徒及び保護者と対象とした日本の学校生活の紹介及び学習状況確認（学校ガイダンス）
- ・1か月間の集中的な日本語の初期指導及び学校の生活体験（プレクラス）
- ・日本語指導資格を持った講師による指導（日本語教室）及び母語支援ボランティアの活用
- ・1人1台端末及びモバイルルーターの貸与、ウクライナ語への対応設定変更
- ・安心して学校生活を送るため、スクールカウンセラーやスクールスーパーバイザーによる心のケア

【実際の対応事例】

- ウクライナ人サポーターを編入学校に対して派遣し、当該児童生徒の学校生活を支援しています。
- 学校ガイダンスの実施にあたって、保護者等の要望に応じて、別途、個別に学校ガイダンスを実施しました。その際、学校通訳ボランティア事業を活用して、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）から派遣されたウクライナ人の通訳も同席対応しました。
- プレクラスの入級に際しては、通常、実施期間中の中途入級は対応しないところ、特別に中途入級を認めました。
- スクールスーパーバイザー及び指導主事による児童のアセスメントと、その内容を踏まえて、受入れ校の教職員に対する心構え、戦争（災害）でショックを受けた子どもへのケアや対応、今後想定される児童及び保護者への対応についての助言指導
- 受入れ校の教職員に対する心理教育
- 今後の学校行事等において配慮すべき事項への助言指導

ウクライナ支援緊急企画写真展
「姉妹都市 オデーサに思いを」

開催のお知らせ



ユモリナの祭りで 撮影：オレグ・クツキー



土嚢が積まれた市街地 撮影：ミリューチン・ドミートリ

横浜とオデーサ（オデッサ）は、共に戦火による焦土の中から復興したこと、同じく国際港湾都市であることをご縁として、1965年に姉妹都市となりました。オデーサ市は、人口約108万人を擁するウクライナ南西部の港湾都市で、首都キーウ（キエフ）、ハリキウ（ハリコフ）に次ぐウクライナ第3の都市です。「黒海の真珠」とも呼ばれる街並みを誇り、世界屈指の観光地であり、ユーラシアの歴史ある街です。

横浜ユーラシア文化館では、横浜市国際局やオデーサ在住写真家などの協力を得て、オデーサの歴史・街・人びとを紹介する写真展を開催します。ロシアのウクライナ侵攻以前の写真からは、美しい街とそこに暮らす人びとの生き生きとした姿が伝わってくる一方、侵攻後の写真には緊張下にあるオデーサの街の様子が表れています。

本写真展を通し、姉妹都市オデーサの人びとに思いをはせていただければ幸いです。写真展開催中は、会場に募金箱を設置し、観覧料は義援金としてウクライナ避難民等に対する人道支援のために寄付します。

【主催】横浜ユーラシア文化館（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

【共催】横浜市教育委員会 【後援】横浜市国際局

【会期】2022年4月28日（木）～5月29日（日）

【開館時間】午前9時30分～午後5時（券売は閉館の30分前まで）

【休館日】毎週月曜日

【会場】横浜ユーラシア文化館1階ギャラリー（無料）、2階常設展示室の一部（有料）

【観覧料（常設展示室）】一般200円、小・中学生100円、市内在住65歳以上100円

ただし、ハマフェスY163の5月28日（土）・29日（日）は全館無料。

【展示資料点数】オデーサの街・人びとの写真約30点、横浜の写真約10点、合計約40点。

■ 展示の見どころ ■

1 ウクライナ侵攻前 「黒海の真珠」と称されるオデーサの街と人びとの姿



左：オデーサの結婚式 右：霧の議会前広場 撮影：オレグ・クツキー

2 ウクライナ侵攻後 緊張下にあるオデーサの表情



ガードマン

撮影：ミリューチン・ドミートリ

猫が歩く海岸線には上陸を阻むための鉄条網と障害物が見える。



岩 撮影：オレグ・クツキー

土嚢は、通りの奥に見えるオデーサを代表する建物、オペラ・バレエ劇場（1887年再建）を守る岩のようだ。

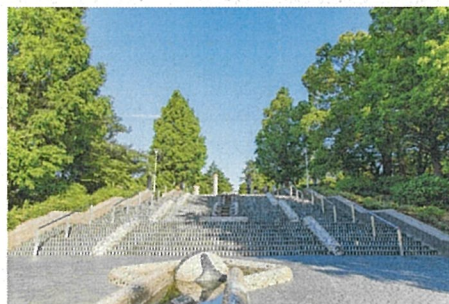
3 オデーサと横浜の風景比較

姉妹都市提携 55 周年の 2020 年に開かれた「オデッサ・横浜 Web 写真展」から、両市の類似の建物や景色の写真を数点比較展示します。



国旗の日のポチョムキン階段（1842年建造）

撮影：オレクサンドル・ギマノウ



山下公園の水の階段 撮影：平山勝太郎

お問合せ先

横浜ユーラシア文化館 副館長：伊藤 泉美（展示） 神谷 量子（広報） Tel 045-663-2424

教委第6号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月12日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和5年4月1日に旭区の横浜市立旭北中学校及び横浜市立上白根中学校が統合し、横浜市立上白根北中学校として開校することに伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表上白根中学校の部を次のように改める。

上白根北中学校	上白根小学校区域 四季の森小学校区域 白根小学校区域のうち 白根七丁目20番29号から29番まで、33番9号から37番まで、白根八丁目、中白根一丁目、中白根二丁目1番から31番29号まで、31番42号から31番の終りまで、33番から36番29号まで、36番32号から37番7号まで、37番16号から37番の終りまで、40番21号から40番30号まで、46番9号から46番18号まで、47番1号から47番7号まで、48番	上白根小学校	旭区 上白根一丁目6番から11番まで、36番24一2号、36番25号から36番42号まで、39番、40番、上白根二丁目、上白根三丁目、上白根町45番地から109番地まで、113番地から130番地まで、133番地から136番地まで、139番地から716番地まで、983番地から1,085番地から1,138番地まで、白根町851番地から1,000番地まで、1,027番地、中白根二丁目31番30号から31番41号まで、32番、37番8号から37番15号まで、38番から40番20号まで、40番31号から46番8号まで、46番19号
---------	--	--------	--

		から 46 番 22 号まで、 47 番 8 号から 47 番 12 号まで、49 番から 51 番まで、中白根三丁 目、中白根四丁目
四季の 森小学 校	旭区 上白根町 717 番地か ら 982 番地まで、1, 139 番地から 1,447 番地まで	
白根小 学校	旭区 上白根一丁目 1 番か ら 5 番まで、12 番か ら 36 番 23 号まで、36 番 24 号(36 番 24 — 2 号 を除く。)、36 番 43 号、37 番、38 番、上 白根町 36 番地、42 番 地から 44 番地まで、 110 番地から 112 番 地まで、白根四丁目 29 番、30 番 8 号から 30 番 10 号まで、白根 五丁目、白根七丁目 20 番 29 号から 29 番ま で、33 番 9 号から 37 番まで、白根八丁目 、中白根一丁目、中 白根二丁目 1 番から 31 番 29 号まで、31 番 42 号から 31 番の終り まで、33 番から 37 番 7 号まで、37 番 16 号 から 37 番の終りまで 、40 番 21 号から 40 番 30 号まで、46 番 9 号 から 46 番 18 号まで、 47 番 1 号から 47 番 7 号まで、48 番	

別表の 1 の表旭北中学校の部を削る。

附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について

1 改正概要

令和5年4月1日に旭区の横浜市立旭北中学校及び横浜市立上白根中学校が統合し、横浜市立上白根北中学校として開校することに伴い、通学区域を設定します。

なお、通学区域については、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）第1条に基づき設置された横浜市学校規模適正化等検討委員会において、旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされており、この答申を反映させた通学区域とします。

2 規則施行期日

令和5年4月1日

3 統合校の位置及び予定通学区域図

別紙1のとおり

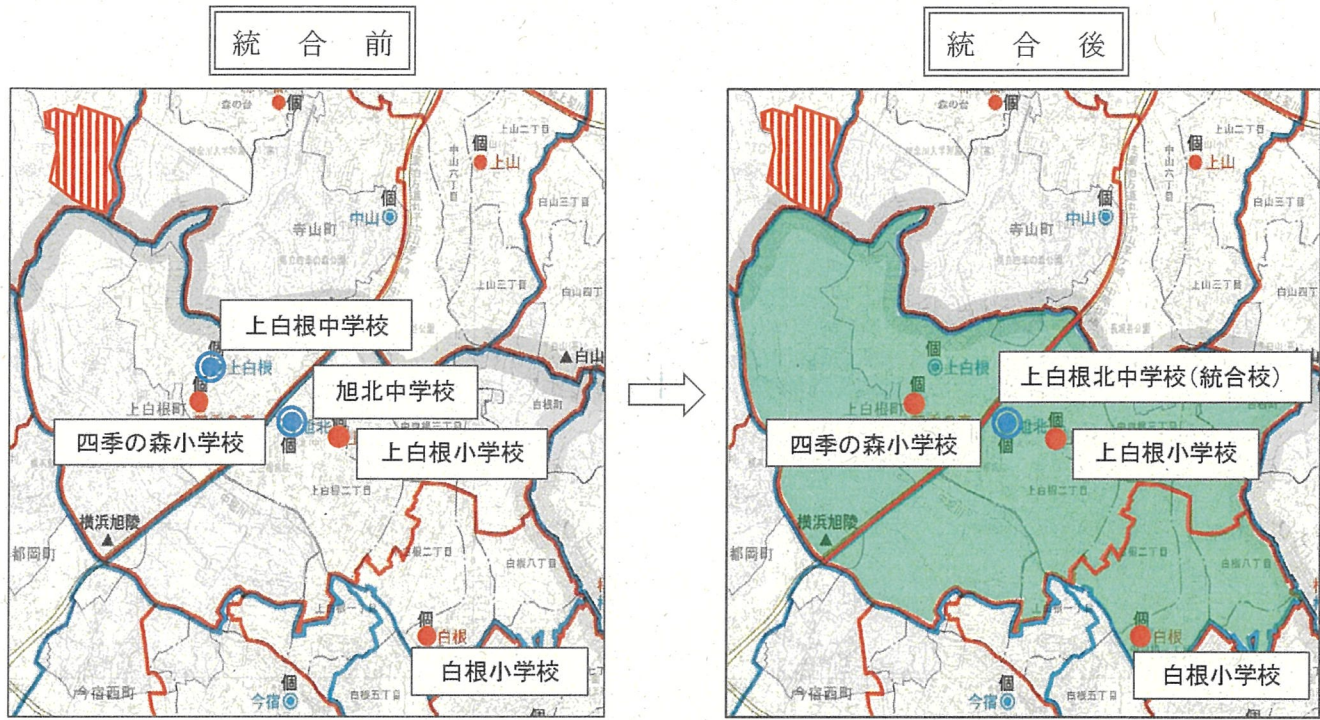
4 答申

別紙2のとおり

5 意見書

別紙3のとおり

上白根北中学校（統合校）位置及び予定通学区域図



- 【凡例】
- 小学校
 - 中学校
 - 小学校の通学区域
 - 中学校の通学区域
 - 統合校の通学区域
 - ▨ 特別調整通学区域の設定範囲
 - 区境界

《特別調整通学区域》
 十日市場中学校を指定校、隣接する上白根北中学校（統合校）を受入校として、いずれかを希望により選択できる区域。

■ 令和3年度義務教育人口推計（一般学級）

学校名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
上白根中	生徒数	111	111	107	93	77	73	71
	学級数	4	4	4	4	3	3	3
旭北中	生徒数	430	412	432	417	418	382	369
	学級数	13	12	12	11	11	10	10
上白根北中 (統合校)	生徒数	—	—	539	510	495	455	440
	学級数	—	—	15	14	14	13	12

R3は5月1日時点の実数値。
 R4以降は令和3年度義務教育人口推計による推計値。

令和3年3月23日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成31年1月30日付で諮問のありました標記の件について、別紙の「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会からの意見書のとおり答申します。

令和 3 年 3 月 23 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「旭北中学校・上白根中学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）に基づき、「旭北中学校・上白根中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成 31 年 1 月 30 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、7 回にわたり「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、「旭北中学校・上白根中学校」の 2 校を統合し、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「旭北中学校」が適当と考えます。

イ 統合の時期は、令和 5 年（2023 年）4 月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「上白根北中学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の令和 5 年（2023 年）4 月とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

緑区三保町の一部の区域（※）について、上白根北中学校も選択できる特別調整通学区域を引き続き設定することが適当と考えます。

ア 関係する学校

現 在：十日市場中学校（指定校）

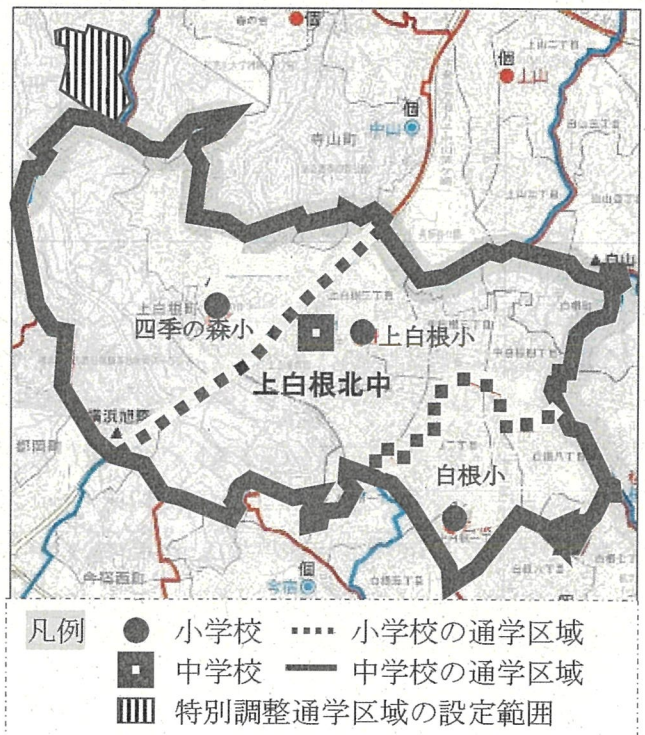
上白根中学校（受入校）

設定後：十日市場中学校（指定校）

上白根北中学校（受入校）

イ 設定時期及び対象者

統合校開校の令和 5 年（2023 年）4 月とし、令和 5 年（2023 年）4 月以降に中学校に入学または転入する生徒を対象とすることが適当と考えます。



(※) 緑区

三保町 2640 番地の 9、2640 番地の 15、2640 番地の 24、2640 番地の 26 から 29 まで、2640 番地の 32 から 38 まで、2640 番地の 40 から 100 まで、2640 番地の 158 から 175 まで、2640 番地の 177 から 189 まで、2662 番地の 11 から 19 まで、2662 番地の 21 から 33 まで、2662 番地の 35 から 40 まで、2662 番地の 43、2662 番地の 85 から 87 まで、2662 番地の 91 から 94 まで、2662 番地の 96、2673 番地の 2、2673 番地の 5、2673 番地の 34 から 39 まで、2673 番地の 42 から 54 まで、2673 番地の 56 から 69 まで、2673 番地の 72 から 77、2673 番地の 128 から 150 まで、2710 番地の 2 から 65 まで、2710 番地の 68、2710 番地の 70、2710 番地の 81 から 91 まで、2710 番地の 95、2710 番地の 97、2710 番地の 103、2710 番地の 132 から 182 まで、2710 番地の 184 から 205 まで、2710 番地の 208 から 223 まで、2710 番地の 226 から 240 まで、2710 番地の 243 から 254 まで、2710 番地の 257 から 266 まで、2710 番地の 269、2710 番地の 273 から 280 まで、2710 番地の 284 から 285 まで、2710 番地の 287、2710 番地の 289 から 306 まで、2710 番地の 309 から 310 まで、2710 番地の 354、2710 番地の 362 から 365 まで、2710 番地の 386 から 390 まで、2710 番地の 393 から 398 まで、2710 番地の 401 から 419 まで、2722 番地の 2 から 8 まで、2761 番地

2 その他の事項

- (1) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方にに基づき、生徒や保護者が不安を抱くことがないように交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようにお願いします。
- (2) 統合校の教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (4) 今回の統合により誕生する新しい「上白根北中学校」には、これまで2校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (5) 統合後の上白根中学校の土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ検討するようお願いいたします。また、跡地の活用方法が決定するまでの期間において、地域防災拠点の継続等について配慮をお願いします。
- (6) 両校のこれまでの部活動を考慮し、部活動の設置について配慮をお願いします。
- (7) 統合校開校後、跡地の活用方法が決定するまでの期間において、学校が要望する場合、上白根中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう可能な限り配慮をお願いします。
- (8) 通学安全対策について、最大限の配慮を得られるよう関係機関との調整をお願いします。

むすびに

旭北中学校・上白根中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、両地区の保護者や地域住民が一体となり、様々な学習活動へ参画するなど、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、旭区役所など関係部署においては、当地区が子育て世代をはじめ多世代が住みやすいまちとなるよう、上白根中学校の跡地の活用も含め、団地再生の取組を進めるなど、地域課題の解決を図り、地域が活性化するための各種事業の推進をお願いします。

そして、旭北中学校と上白根中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちに対し、細やかかつ十分な配慮を切に願います。

教委第7号議案

令和4年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和4年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和4年5月12日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和4年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和4年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和4年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和4年度は、次の教科書を採択する。

- ア 高等学校において令和5年度に使用する教科書
- イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書

なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は令和元年度に採択した教科書を令和5年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。ただし、社会科歴史的分野の教科書は、令和3年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

〔特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級〕

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

教委第8号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和4年5月12日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

高等学校において令和5年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和4年5月 日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 高等学校において令和5年度に使用する教科書
- 2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会では各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

- 3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。
- 4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。